

事業 優先順位		2 細事業:争訟事件関係事業			整理 番号		04			
目的		市の関係する事件について、司法制度により解決を図る。								
目標		司法制度の活用により市の関係する事件を解決する。								
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	昭和47年度以前	根拠 法令	地方自治法、行政事件訴訟法、民事訴訟法など				
事業費・財源				平成24年度	比 較				平成24年度	比 較
	事業費（決算額）（千円）			4,480			総コスト（千円）		10,035	
	財源内訳	一般財源		4,276			内 訳	事業費	4,480	
		国府支出金		0				人件費	5,555	
		地方債		0				公債費	0	
		市長会保険共済金等		204			一人あたり（円）	89		
				0			世帯あたり（円）	213		
				0			参 考	職員数（人）	0.70	
			0			再任用職員数（人）		0.00		
	今後の方向性		今後もの確に弁護士などの活用を行い、本市の争訟事件の解決を図る。							
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	市職員など					
	A	A	A							

事業 優先順位		3 細事業：法律相談事業				整理 番号		05			
目的		弁護士相談などを行うことによって関係者間におけるトラブルを未然に防止し、市の各部局が行う事務事業が法的に適正に行われるよう支援を行う。									
目標		市が抱える諸課題について、弁護士の助言により迅速に解決する。また、弁護士相談などがスムーズに行われるよう支援を行う。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	昭和47年度以前	根拠 法令						
事業費・財源				平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数				平成24年度	比 較
	事業費（決算額）（千円）			2,755			総コスト（千円）			9,897	
	一般財源			2,755			内訳 事業費			2,755	
	国庫支出金			0			人件費			7,142	
	地方債			0			公債費			0	
	その他特定財源			0			一人あたり（円）			88	
				0			世帯あたり（円）			210	
				0			参考 職員数（人）			0.90	
				0			再任用職員数（人）			0.00	
	今後の方向性		社会情勢の高度化、複雑化に応じ、近年各部局で抱える問題が増加傾向にあることから、種々の問題を適正、迅速に解決できるよう、より一層効果的・効果的な法律相談に対応できるよう努める。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	市職員など						
	A	A	B								

細事業：争訟事件関係事業

1. 訴訟事件

本市の事務・業務執行上で生じた争訟に関し、市の法的利益を守るため訴訟手続により解決することを目指して訴訟遂行している。

- (1) 平成23年度から継続している争訟事件 5件
- (2) 平成24年度中に新たに起きた争訟事件 7件
 - ① 納税処分取消請求事件（相手方＝原告・個人1名）
市に対し、市・府民税の賦課処分の取消しを求める訴訟事件
 - ② 土砂埋立工事中止等請求調停事件（相手方＝申立人・個人3名）
市町の土砂埋立事業（特定事業）に関し、市と埋立事業者に対し、土砂崩落防止対策の説明などを求めるとともに、同説明がなされるまでの間、埋立工事の中止を求める調停事件
 - ③ 固定資産税等賦課決定処分取消請求事件（相手方＝原告・個人1名）
市に対し、固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分の取消しを求める訴訟事件
 - ④ 境界確定請求事件（相手方＝原告・個人1名）
市と大阪府に対し、相手方所有地と市が所有する里道敷と大阪府が所有する大阪外環状線の道路敷との境界確定を求める訴訟事件
 - ⑤ 土地立入等禁止仮処分命令申立事件（相手方＝債権者・個人1名）
上記④の相手方が市と大阪府に対し、相手方所有地への立入禁止と境界線付近の原状変更をしてはならないことを求める仮処分命令申立事件
 - ⑥ 不当利得返還等請求事件（相手方＝原告・個人1名）
市に対し、市税の充当処分により充当した金額の返還などを求める訴訟事件
 - ⑦ 差押処分取消請求事件（相手方＝原告・個人1名）
市に対し、市税の差押処分の取消しなどを求める訴訟事件
- (3) 平成24年度中に終結した争訟事件 8件
(内訳：市が勝訴した事件 4件、市が一部敗訴した事件 1件、取下げにより終結した事件 3件)
- (4) 平成24年度末時点で係属中の争訟事件 4件
 - ① 損害賠償請求事件（相手方＝原告・個人1名）
市道サニータウン1号線の東側に位置する用水路に転落して死亡した事故について、事故は設置されていた防護柵の設置管理の瑕疵が原因であるとして、遺族である原告が市に損害賠償を請求している事件
 - ② 賃貸借契約条件等事件（相手方＝申立人・個人12名）
ノパティながのの区分所有者らが、河内長野都市開発株式会社に対し賃貸借契約（更新）を締結するなど求めるとともに、市に対してノパティながのの振興への尽力と財政的支援などを求めている調停事件
 - ③ 不当利得返還等請求事件（上記（2）の⑥）
 - ④ 差押処分取消請求事件（上記（2）の⑦）

細事業：法律相談事業

1. 弁護士相談

事務執行上での法的問題について、職員の相談を受け、専門家の意見が必要な場合には顧問弁護士に法律相談を行い、事前に法的な争いが生じないよう担当部局の支援を行った。

・顧問弁護士による法律相談件数 延べ36件

・顧問弁護士

井上啓法律事務所 大野敢法律事務所

弁護士法人俵法律事務所 弁護士法人三宅法律事務所

